

5 令和6年度事業計画（事業別内訳）

① 治山事業

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一環であり、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図るために実施します。

特に九十九里地区の海岸県有保安林については、「千葉県海岸県有保安林整備指針（九十九里地区）」に基づき、防災林の造成などの整備を進めます。

○山地治山事業（緊急総合治山）

災害関連緊急治山事業を実施した地区及びその周辺地区において実施する保安施設事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
R5繰1	長生郡長柄町長柄山（長柄山）	0.10	山腹工
R5繰2	長生郡長柄町長柄山（長柄山）	0.03	山腹工
計		0.13	

○保安林整備事業（防災林造成事業）

海岸における飛砂、潮害、高潮等の被害を防止するため、海岸林を造成又は保護育成する事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha) *1	主 な 工 種
R5繰1	長生郡長生村一松（一松）	1.28	植栽工・管理道
R5繰2	長生郡一宮町一宮（一宮）	0.81	植栽工
R5繰3	長生郡一宮町一宮（一宮(2)）	0.64	植栽工
R5繰4	長生郡一宮町東浪見（東浪見）	1.34	植栽工・管理道
1	匝瑳市野手（野手）	1.65	植栽工・管理道
2	長生郡長生村一松（一松）	1.80	植栽工・管理道
3	長生郡一宮町一宮（一宮）	2.38	植栽工
4	長生郡一宮町東浪見（東浪見）	1.80	植栽工
計		11.70	

○保安林整備事業（保安林総合改良）

松くい虫被害によって森林の状態が悪化するおそれのある海岸防災林の維持管理を行う事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
R5繰1	匝瑳市長谷外（海匝地区）	10.20	被害木駆除
R5繰2	山武郡横芝光町木戸（山武地区）	23.22	被害木駆除
R5繰3	山武郡横芝光町尾垂外（山武地区(2)）		被害木駆除
R5繰4	山武郡横芝光町屋形外（山武地区(3)）		被害木駆除
R5繰5	山武市蓮沼水（山武地区(4)）		被害木駆除
1	海岸県有保安林内（九十九里地区）	111.70	薬剤散布（無人ヘリコプター）
2	海岸県有保安林内（九十九里地区）	116.80	薬剤散布（地上散布）
3	旭市東足洗外（海匝地区）	9.00	被害木駆除
4	山武郡横芝光町屋形外（山武地区）	9.00	被害木駆除
5	長生郡一宮町東浪見外（長生地区）	9.00	被害木駆除
計		288.92	

○保安林整備事業（保育事業）

防災林造成工事等において植栽した箇所の保育事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
1	匝瑳市長谷外（海匝地区）	2.10	下刈
2	山武郡横芝光町木戸外（山武地区）	7.50	下刈
3	長生郡長生村一松外（長生地区）	12.80	下刈
計		22.40	

○治山施設災害関連事業（災害関連緊急治山）

民有林等において、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等につき、当該災害発生年度に緊急に行う復旧整備に係る保安施設事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
R5繰1	睦沢町妙楽寺	0.10	山腹工
計		0.10	

○治山施設災害復旧事業（県単林地荒廃防止施設災害復旧）

災害等により被災を受けた治山施設を復旧する事業（公共災害復旧事業に該当しないもの）

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
R5繰1	白子町浜宿外	-	管理道路補修工
R5繰2	山武市下布田	-	水路工
R5繰3	長柄町長柄山	-	水路工
R5繰4	東金市田間	-	法切工、柵工
R5繰5	大網白里市池田	-	法枠工
R5繰6	長南町水沼	-	法面保護工
1	旭市野中外	-	植栽
2	多古町林	-	法面保護工
3	富里市立沢	-	土留工補修
4	山武市姫島	-	法枠工補修
5	山武市本須賀外	-	静砂工補修
計		-	

○山地治山事業（治山施設機能強化）

県が管理する治山施設の、安全性の確保等のため個別施設ごとに現地調査及び長寿命化計画策定の事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
R5繰1	東金市台方	0.06	吹付法面補修工
計		0.06	

○山地治山事業（治山維持管理）

治山施設の維持補修等を行う事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
1～5	海岸県有保安林内 ほか	-	砂丘の補修 管理道の砂撤去 ほか
計			

○山地治山事業（計画作成）

翌年度実施予定の治山事業の計画作成を行う事業

NO.	施 行 箇 所	面積(ha)	主 な 工 種
1	R7年度計画予定箇所	-	計画作成業務
計		-	

② 林道事業

林道事業は、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るために必要な路網の整備であり、林道整備により山村地域の振興、都市と山村の交流に寄与するものです。

○県単林道事業（県営県単林道改良）

NO.	施行箇所	延長(m)	主な工種
R5線1	香取郡東庄町小南(県営林道 夏目線(1))	27	擁壁工
1	香取郡東庄町小南(県営林道 夏目線(1))	45	舗装工、法面保護工
計		72	

○公共林道施設災害復旧事業（市町村営林道施設災害復旧）

NO.	施行箇所	延長(m)	主な工種
R5線1	茂原市上永吉ほか(市営林道 上永吉線(1))	33	法面保護工
R5線2	茂原市上永吉ほか(市営林道 上永吉線(2))	22	縁石工、擁壁工、舗装工、防護柵工
R5線3	茂原市上永吉ほか(市営林道 上永吉線(3))	21	擁壁工、舗装工、防護柵工
計		76	

○県単林道施設災害復旧事業（県営県単林道施設災害復旧）

NO.	施行箇所	延長(m)	主な工種
1	香取郡東庄町小南(県営林道 夏目線(1))	8	柵工、法面保護工
計		8	

○維持管理事業

NO.	施行箇所	延長(m)	主な工種
1	香取郡東庄町小南(県営林道 夏目線)	900	草刈り、側溝清掃、集水柵清掃
計		900	

③ 保安林事業

森林の持つ水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全の場の提供等の公益的機能を、特に発揮する必要がある森林を、森林法に基づき保安林として指定しています。

当事務所においては、保安林制度に関する事務のほか、保安機能の維持向上を図るための管理を行っています。

特に九十九里地区の海岸県有保安林については、適正な管理を行い、保安林機能の維持増進を図るために、下表の内容の事業を実施しています。

事業名	事業内容
保安林管理事業	森林法に基づく保安林の指定・解除調査、立木伐採等許可、台帳整備及び標識設置等の事務。保安林の巡視。
海岸県有林管理事業	海岸県有保安林の適正な管理を行い、保安機能の維持増進を図る。 ① 公有財産管理 ② 海岸県有林管理事業 不法投棄防止柵設置、支障木処理、刈払い、塵芥処理等

④ 森林病虫害防除事業

森林病虫害等防除法に基づき、松林及びナラ類に対して被害木の伐倒駆除及び薬剤散布を実施し、森林の機能維持を図ります。

(1) 松くい虫の薬剤防除事業

1 地上散布実施計画（1回散布）

単位：面積 ha

区分	海匝地区	山武地区	長生地区	計
県有林	53.4	37.6	15.7	106.7
民有林	0.8	-	-	0.8
計	54.2	37.6	15.7	107.5

※令和6年度は治山事業で地上散布2回目及び無人ヘリコプター散布2回分を実施予定

(2) 被害木駆除事業

1 松くい虫被害木駆除

海岸県有保安林（旭市から一宮町）及び旭市有、匝瑳市有の海岸林において、被害木の伐倒駆除を行います。※令和5年度から治山事業でも実施

2 ナラ枯れ被害対策

・ 県実施分

県民の森（船橋・東庄）内で発生したナラ枯れの被害木は今年度の被害発生状況に応じて適宜処理を行います。

・ 市町村実施分（補助金）

令和6年度は、船橋市及び鎌ヶ谷市において実施予定です。

⑤ 県営林事業

県営林は、適正に管理することにより水源のかん養その他森林の公益的機能の維持増進及び地域林業の振興を図るとともに、県有財産の造成を目的に経営するものです。

長生郡睦沢町岩井地内に所在する分収林と香取郡東庄町小南地内に設置した東庄県民の森内の県有林があり、本年度は次の事業を実施します。

事業名	事業内容	備考
保育事業	東庄県有林における枝打ち	面積 0.2 ha

⑥ 県民の森整備事業

県民の健康の増進及び青少年の健全な育成を図ることを目的に設置された県民の森の施設整備及び県民の森指定管理者の管理運営の現地確認を行います。

また、整備事業として老朽化した施設の改修などの工事を実施します。

施設整備

県民の森名	所在地	事業内容	管理者（指定管理者）
東庄県民の森	香取郡東庄町小南	テニスコートフェンス修繕 ため池改修	千葉県森林組合連合会

⑦ 森林整備事業

(1) 森林の持つ木材生産機能や水源のかん養、県土保全及び環境保全等の公益的機能を維持増進するため、計画的な植栽や間伐などの森林整備を行う森林所有者、団体に対して補助事業を実施します。

また、市町村道及び電線の重要インフラ周辺の森林において、風倒木や土砂流出等による施設への被害を未然に防ぐため、「災害に強い森づくり事業」を実施します。

(2) 令和6年度事業予定数量

1 国庫造林補助事業

(単位:数量 ha、金額 千円)

区分	千葉	印旛	東葛	香取	海匝	山武	長生	計	事業費
人工造林	5.12	4.00	—	0.23	—	13.72	3.84	26.91	149,738
保育	7.90	22.57	25.19	11.40	—	142.96	8.61	218.63	88,377

2 竹林拡大防止事業

(単位:数量 ha、金額 千円)

区分	千葉	印旛	東葛	香取	海匝	山武	長生	計	事業費
伐竹	—	—	—	—	—	—	1.38	1.38	8,409

3 県単森林整備事業

(単位:数量 ha、金額 千円)

区分	千葉	印旛	東葛	香取	海匝	山武	長生	計	事業費
人工造林	—	—	—	—	—	0.80	0.30	1.10	2,822
保育	4.63	2.62	—	4.60	—	3.33	0.35	15.53	3,919
竹林整備	—	3.02	—	1.00	—	—	0.20	4.22	4,774
間伐材等※ 運搬(m3)	—	—	—	—	—	900	30	930	4,368

※ 間伐材等:間伐材、特殊地拵え発生材

4 森林吸収源対策間伐促進事業

(単位:数量 ha、金額 千円)

区分	千葉	印旛	東葛	香取	海匝	山武	長生	計	事業費
間伐	—	—	—	—	—	16.36	—	16.36	33,476
林内路網 整備(km)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5 サンプスギ林総合対策事業

(単位:数量 ha、金額 千円)

区分	千葉	印旛	東葛	香取	海匝	山武	長生	計	事業費
被害木 伐倒・搬出	—	1.00	—	1.50	—	10.88	0.50	13.88	177,984
植栽	—	1.00	—	—	—	—	—	1.00	867
被害材の 運搬(m3)	—	600	—	900	—	7,470	210	9,180	48,158

6 災害に強い森づくり事業

(単位:数量 ha、金額 千円)

区分	千葉	印旛	東葛	香取	海匝	山武	長生	計	事業費
人工造林	4.51	1.66	—	1.00	—	0.90	—	8.07	92,146
保育	8.28	2.24	—	2.88	—	2.05	—	15.45	15,576
発生材の 運搬(m3)	—	430	—	1,460	—	1,210	—	3,100	16,993

⑧ 林業普及指導事業

令和6年度の普及指導活動にあたっては、千葉県林業普及指導実施方針で課題としている「地域全体の森林整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現、地域全体での森林整備や木材利用の促進を目指した幅広い関係者のコーディネート、林業事業体の育成、林業の新たな担い手・林業後継者の育成」について継続的に取り組むこととし、令和元年度から導入されている森林環境譲与税を活用し、管内各市町村の森林施業の集約化及び木材利用促進を推進していきます。また、管内各市町村が地域特性に即した森林整備に関連する施策を検討、実施できるよう情報提供及び技術支援を行うとともに、普及指導区内での各市町村の連携体制の構築を行います。

普及指導区ごとの普及指導内容

北部普及指導区	<p>(1)地域の森林整備の推進に向けた取組</p> <p>①森林整備の推進 100ha</p> <p>②重要インフラ周辺森林の整備 4ha</p> <p>(2)特用林産物の安全・安心の確保に向けた取組</p> <p>①出荷前検査に伴う出荷管理の徹底 原木しいたけ(露地) 14市町村 たけのこ 2町</p> <p>②たけのこ検査区分の移行に向けた取組 1町</p> <p>(3)森林経営管理制度及び森林環境譲与税制度の適正な運用にかかる市町村支援</p> <p>①森林環境譲与税の活用促進 4市町村</p> <p>②森林環境譲与税の森林整備用途の活用促進 3市町</p> <p>③森林環境譲与税制度・森林経営管理制度に関する指導 20市町村</p>
印旛普及指導区	<p>(1)地域の森林整備の推進に向けた取組</p> <p>①森林整備推進面積(全体) 84ha</p> <p>市町村道等のインフラ施設周辺などの森林整備面積 15ha</p> <p>②市町村木材利用促進方針の策定及び改定支援 策定 1市 改定 3市町</p> <p>(2)担い手の育成・確保に向けた取組</p> <p>①新たに森林の整備・管理に取り組む者 20名</p> <p>(3)特用林産物の安全性の確保(放射能関係)</p> <p>①安全な特用林産物生産のための方法・知識の普及 40回</p> <p>②出荷前検査の徹底 原木しいたけ(露地) 3市 たけのこ 7市町</p> <p>③たけのこ検査区分「その他の市町村」への移行のための市町支援 1市</p> <p>(4)森林経営管理制度及び森林環境譲与税制度の適正な運用にかかる市町村支援</p> <p>①森林環境譲与税の活用促進 4市</p> <p>②千葉県森林経営管理協議会と連携した森林環境譲与税制度・森林経営管理制度に関する指導 21市町</p>

⑨ 森林計画

- (1) 森林法第191条の5の規定による林地台帳の公表について、市町村を指導・支援します。
- (2) 森林法第10条の8の規定により市町村に提出される、「伐採及び伐採後の造林の届出書」について、市町村を指導・支援します。
- (3) 森林法第10条の7の2の規定により市町村に提出される、「森林の土地の所有者届出書」について、市町村を指導・支援します。
- (4) 森林整備の目標等を定める森林計画のうち、森林法第10条の5の規定により市町村が行う市町村森林整備計画変更のための支援、指導を行います。（計画は、管内41市町村のうち、習志野市と浦安市を除く39市町村で作成されています。）

⑩ 里山活動支援

- (1) 森林所有者と里山活動団体の「里山活動協定」の締結を促進し、里山活動に必要な技術指導や里山を活用した講習会・観察会などの活動を支援します。

(2) 里山活動協定の締結数

単位：件

千葉地域※	東葛飾地域	印旛地域	香取地域
3	1	0	4
海匝地域	山武地域	長生地域	合計
1	0	0	9

※千葉地域（市原市を除く）

⑪ 法人の森事業等

東日本大震災による津波被害や松くい虫などの被害を受けた九十九里地区の海岸県有保安林において、企業、NPO 法人、地域住民等団体等が社会貢献活動として行う森林整備を積極的に受け入れています。この制度を通じて、海岸県有保安林への理解を深めていただくとともに、県民参加による海岸林整備を進めます。

法人の森事業は、県と団体が法人の森協定を結びます。協定では苗木を植えるだけでなく、下刈り等の管理も含め複数年の森林管理をお願いしています。

また、単年の管理を受け入れる「海岸県有保安林における団体等の森林活動」と、当所独自の協定(法人の森で対象としていない団体との協定)による整備も実施しています。

実施予定(法人の森)

団体名	実施箇所	実施内容	面積
企業、NPO 法人、地域住民団体等	九十九里海岸 県有保安林	植栽・下刈・ゴミ清掃 等の森林整備	19.02ha

※面積には、昨年度以前からの継続含む

⑫ 教育の森

- (1) 森林・林業教育及び野外活動等のフィールドとなる森林を森林所有者の理解と協力のもとに、「教育の森」として認定しています。
- (2) 認定期間満了の箇所については、所有者の同意のもとに再認定を行います。
- (3) 市町村への教育の森箇所一覧リストの配布等により、教育の森活動を推進します。

教育の森再認定予定箇所数

単位：箇所

千葉地域※	東葛飾地域	印旛地域	香取地域
1	1	0	0
海匝地域	山武地域	長生地域	合計
0	2	2	6(0)

※千葉地域（市原市を除く）、（ ）は新規認定で内数

⑬ 林業・木材産業改善資金

- (1) 林業・木材産業改善資金助成法及び千葉県林業改善資金貸付規則に基づいて、林業従事者等が新たに林業部門あるいは木材産業部門の経営を開始するあるいは林産物の新たな生産方式等を導入し希望する場合は、県は資金の貸付を行うことができます。
- (2) 貸付申請があった場合は、地区運営協議会を開催して貸付の適否の判断を行います。

⑭ 放射性物質対策

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故に起因し、特用林産物において、当林業事務所では、たけのこ、原木しいたけ（露地栽培）、原木しいたけ（施設栽培）の3品目で、国から出荷制限等の指示が出されました。

その後、たけのこは全て解除されましたが、原木しいたけ（露地栽培）及び原木しいたけ（施設栽培）については、一部解除が進んでいるものの、依然として、出荷制限等が続いています。

このため、安全な特用林産物の出荷販売のため、引き続き、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）に即し、県が策定した「主要林産物の放射性物質検査計画」に基づき、放射性物質検査を行うとともに、市町村と連携し、流通関係者や生産者と協力して、出荷管理の徹底に努めます。

また、出荷制限等の解除を希望する原木しいたけ生産者には、放射性物質低減のための栽培工程管理の普及指導を行うとともに、解除に要する放射性物質検査を実施します。

参考 出荷制限等（令和6年4月1日現在）

○ 原木しいたけ（露地栽培）

国の出荷制限：千葉市（一部解除）、八千代市、流山市、我孫子市、佐倉市（一部解除）、
印西市（一部解除）、白井市、山武市（一部解除）

知事の出荷自粛要請（全域）：成田市（一部解除）

○ 原木しいたけ（施設栽培）

国の出荷制限：山武市

※一部解除：市が発行した証明書のある生産者に限り出荷・販売可能

⑮ 林地開発

森林の有する公益的な機能を保全し、資源として森林と土地の適正な利用を確保するため、地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタール（太陽光発電設備を設置する場合は、0.5ヘクタール）を超える林地の開発を行う場合には、知事の許可を受けることになっています。

また、千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下「林地開発条例」という。）により、0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下の林地開発においても知事に届け出を義務付けています。

当事務所においては、許可申請に対する審査・指導を行うとともに、無許可開発などの違法な開発が行われないよう林地巡視パトロールを行っています。

地域森林計画対象民有林における形質変更及び伐採に係る手続き

行 為	面 積 等	必要な手続き		提出先
開 発 (土地の形質変更)	0.3ha 未満	伐採届(イ)		市町村
	0.3ha 以上 1.0ha 以下	小規模林地開発行為の届出(ウ) 伐採届(イ)		林業事務所(支所) 市町村
	1.0ha 超え	林地開発許可(ア)		林業事務所(支所)
	(太陽光発電設備を設置する場合は0.5ha超え)	国若しくは地方公共団体実施又は森林法施行規則第3条該当事業	連絡調整(エ) 伐採届(イ)	林業事務所(支所) 市町村
伐採のみ	面積に係わらず全て	伐採届(イ)		市町村

(ア) 森林法第10条の2の規定による林地開発許可

(イ) 森林法第10条の8の規定による伐採及び伐採後の造林の届出

(ウ) 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第18条第1項の規定による小規模林地開発行為の届出

(エ) 千葉県林地開発行為等に係る行政指導指針第24条第1項の規定による連絡調整